

狛江市一般廃棄物処理基本計画

平成 23 年 2 月

狛 江 市

泊江市一般廃棄物処理基本計画の目次

第1章	一般廃棄物処理基本計画の概要	1
1	目的と意義	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の区域	2
5	計画の対象範囲	3
6	将来人口推計	4
第2章	ごみ処理計画	5
1	基本理念	5
2	基本方針	6
3	発生量の見込み	7
第3章	ごみ・資源物の処理の現状	9
1	ごみ・資源物の種類と処理の流れ	9
2	ごみ・資源物の収集量の推移	10
3	資源物回収量の推移	11
4	中間処理施設の処理量の推移	13
5	最終処分場の処理量の推移	15
6	総資源化量・資源化率の推移	17
7	ごみの組成	18
8	減量・資源化の施策	19
9	ごみ処理事業の経過	21
10	ごみ処理事業の課題	23
第4章	計画達成に向けた取り組み	25
第1節	発生抑制・排出抑制・資源化計画	
1	市民協働の体制づくり	26
2	制度化による仕組みづくり	28
3	消費行動を通じた仕組みづくり	30
4	販売店との協力体制の推進	31
5	多様なリサイクルルートの確保	32

第2節	収集・運搬計画	
1	収集運搬体制の推進	34
2	分別収集体制の推進	36
第3節	中間処理・最終処分計画	
1	安定的な中間処理体制の推進	38
2	埋立処分ゼロの維持	42
第5章	し尿処理計画	45
1	し尿処理施設	45
2	収集運搬体制	47
【資料編】		49

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要

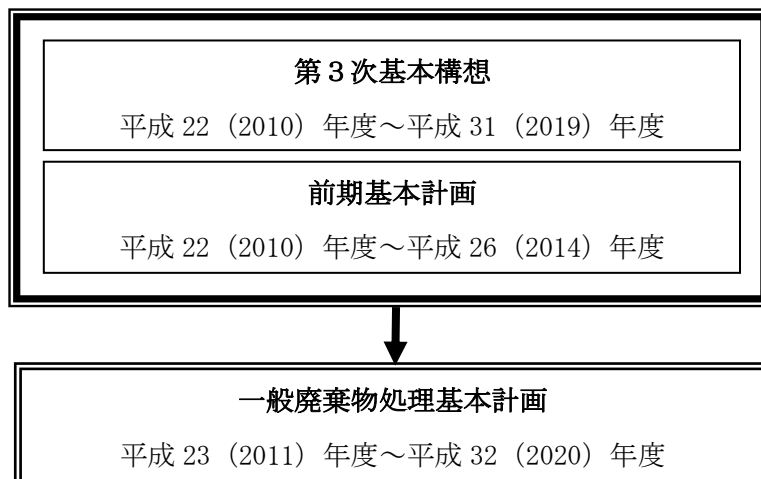
1 目的と意義

一般廃棄物処理基本計画は、清掃行政の基本方針を定めたもので、狛江市が取り組むべき内容を示しています。これまでの経過として、平成 5 年度に策定した計画ではごみとして処理する量の半減を目指し、発生抑制と資源化の取り組みを重点的に行ってまいりました。その後、国において循環型社会形成の推進に向けた法律等の整備が進められたことに加えて、多摩地域の最終処分場の逼迫した状況に対応すべく、平成 13 年度に策定した計画では最終処分場を頼らないごみ処理システムづくりを目指して、ごみの減量や埋立処分ゼロの実現を図ってまいりました。これまでに確立した処理システムについては引き続き実施し、さらに進めていく必要があります。

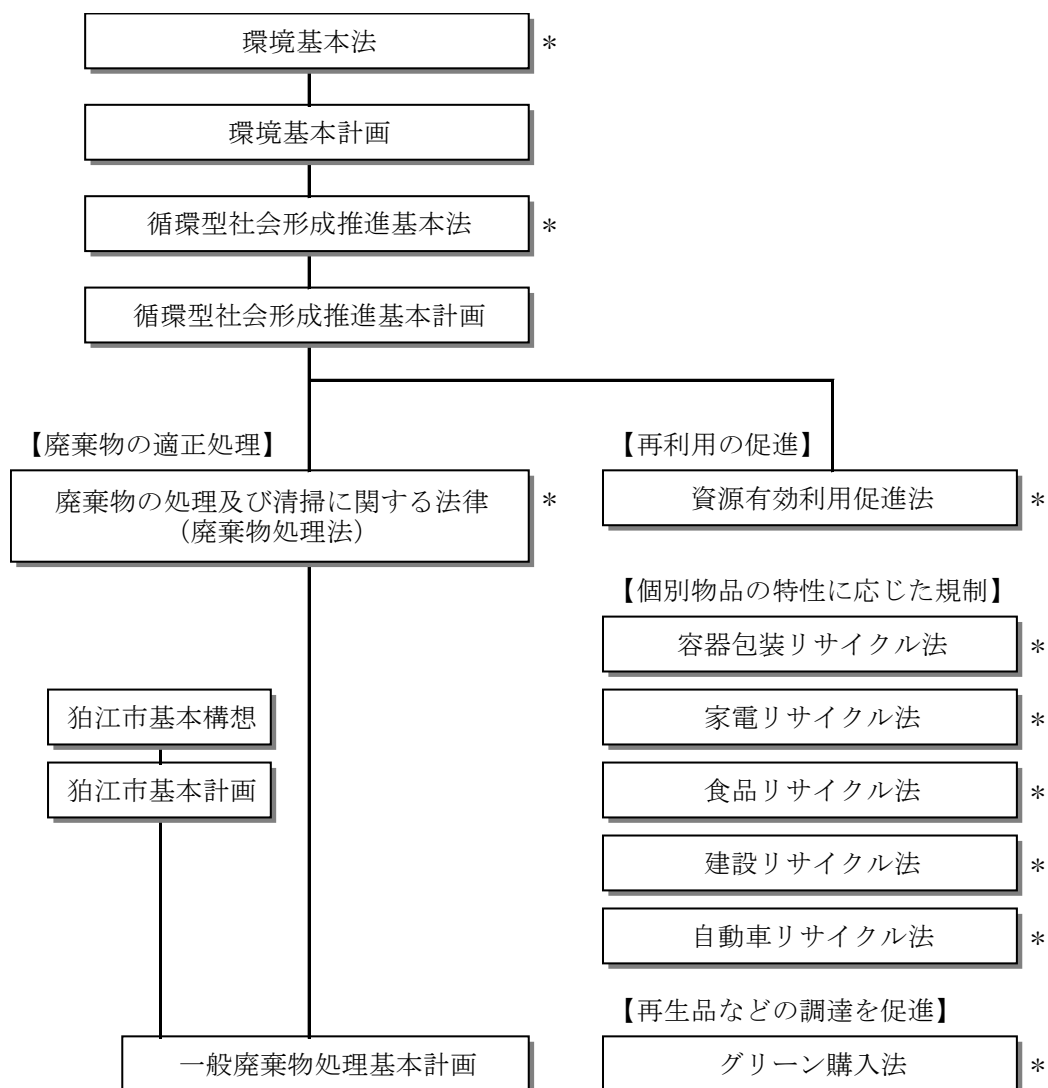
この度、現行の計画期間が終了することに伴い、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画及び『狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例』第 32 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画として、一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。なお、本計画は「狛江市基本構想」及び「狛江市基本計画」のもとに位置づけられているため、これらの上位計画と整合を図りながら策定しています。



【一般廃棄物処理基本計画の法体系図】



3 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とします。

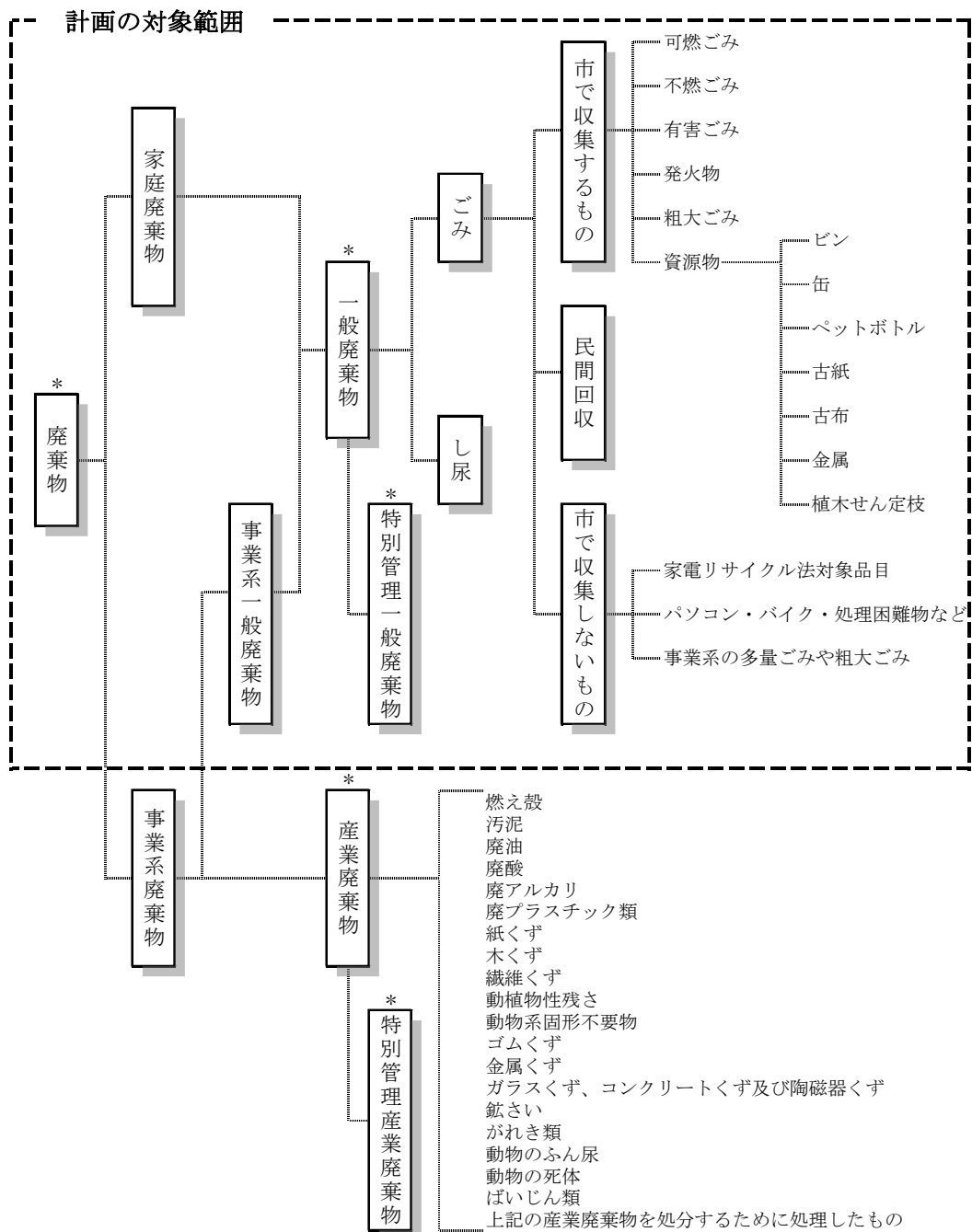
ただし、法律等の改正や社会情勢の変化、上位計画である狛江市後期基本計画の策定の際など、必要に応じて見直しを図ります。

4 計画の区域

本計画は、狛江市の行政区域の全域を対象とします。

5 計画の対象範囲

本計画は一般廃棄物を対象とし、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。



※ 2・3 ページ「*」印の付いている用語については、49 ページ以降の参考資料『用語解説』に説明があります。

6 将来人口推計

狛江市の将来人口は、平成 25 年度まではほぼ横ばいを続け、それ以降は減少に転じる見込みです。単身世帯は増加傾向にあり、若年の単身世帯とともに高齢者の単身世帯が増加することが予想されます。また、1 世帯あたりの人口も減少を続けます。

将来人口・世帯数の推計

	人口推計	世帯数推計	一世帯あたり 人口推計
平成23年度	77,086人	38,901世帯	1.98人
平成24年度	77,088人	39,134世帯	1.97人
平成25年度	77,063人	39,353世帯	1.96人
平成26年度	77,005人	39,558世帯	1.95人
平成27年度	76,923人	39,750世帯	1.94人
平成28年度	76,831人	39,939世帯	1.92人
平成29年度	76,737人	40,127世帯	1.91人
平成30年度	76,615人	40,302世帯	1.90人
平成31年度	76,475人	40,467世帯	1.89人
平成32年度	76,320人	40,625世帯	1.88人

※各年度内の1月1日時点の推計値

※狛江市基本構想で示された将来人口推計を使用しています。

2 基本方針

基本理念を達成するために、市民・事業者・行政が相互に連携し、それぞれの役割と立場に応じて努力していく必要があります。『4 Rの優先順位の市民への意識付け』『生ごみ処理機の普及によるごみの減量』『集団回収の拡大による資源化の推進』を実施していくことで、ごみの減量を図ってまいります。

基本方針としては以下の項目を重点的に取り組んでいきます。

市民協働の体制づくり

啓発活動や市民グループの支援などを図り、市民が協働しやすい体制を推進します。

制度化による仕組みづくり

拡大生産者責任の制度化など社会全体でごみの減量に取り組む体制を推進します。

消費行動を通じた仕組みづくり

市民の消費行動や生活様式の普及活動を図り、ごみの減量の仕組みを推進します。

販売店との協力体制の推進

発生抑制・排出抑制に向けて、販売店との協力体制を推進します。

多様なリサイクルルート確保

民間リサイクルルートなどの確保に努め、安定的な再資源化体制を推進します。

収集運搬体制の推進

収集コストや環境負荷面などに配慮した効率的な収集運搬体制を推進します。

分別収集体制の推進

ごみ・資源物の分別の徹底を図ることにより、ごみの減量を推進します。

安定的な中間処理体制の推進

ごみ・資源物の安定的で効率的な中間処理体制を推進します。

埋立処分ゼロの維持

ごみの発生量を抑制し、ごみの減量・資源化を徹底し、埋立処分ゼロを維持します。

※ 4 Rは、30 ページに説明があります。

3 発生量の見込み

現在の分別収集体制においての発生量は以下のように見込んでいます。

発生量の見込み

(単位：t)

□	参考		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	13年度	21年度										
可燃ごみ	16,309	12,349	12,217	12,095	11,970	11,841	11,710	11,579	11,449	11,316	11,182	11,048
不燃ごみ	1,206	931	901	892	883	874	864	854	844	834	824	814
有害ごみ	17	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大ごみ	280	310	330	327	324	321	317	313	309	305	301	297
持ち込み	2,124	1,916	1,797	1,689	1,587	1,491	1,489	1,487	1,485	1,483	1,480	1,477
ビン	823	681	673	666	659	652	645	638	631	624	617	610
缶	364	231	235	233	231	229	226	223	220	217	214	211
古紙	2,228	3,134	3,077	3,046	3,015	2,983	2,950	2,917	2,884	2,851	2,817	2,783
古布	153	237	278	275	272	269	266	263	260	257	254	251
ペットボトル	193	230	225	223	221	219	217	215	213	211	209	206
金属	32	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
植木せん定枝	110	130	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
集団回収	1,200	1,546	1,688	1,722	1,756	1,790	1,806	1,822	1,838	1,853	1,868	1,883
拠点回収	580	270	289	286	283	280	277	274	271	268	265	262
生ごみ堆肥化	69	83	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
粗大金属	56	62	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
合計	25,744	22,156	22,018	21,762	21,509	21,257	21,075	20,893	20,712	20,527	20,339	20,150
処理量	23,895	20,257	19,949	19,662	19,378	19,095	18,900	18,705	18,511	18,314	18,114	17,913

※ 発火物は、不燃ごみに含みます。

※ 持ち込みとは、収集運搬許可業者が収集した事業系一般廃棄物を指します。

※ 粗大金属とは、収集した粗大ごみから金属を除いて、直接問屋に持ち込んだ分を指します。

※ 処理量とは、発生量合計から集団回収・拠点回収・生ごみ堆肥化を控除した数値となります。

【発生量見込みの算出方法】

発生量見込みの算出にあたっては、将来人口の増減の影響を考慮した上で、各項目の発生量の増減見込みをそれぞれ加味して平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の発生量の見込みを算出しています。

- ・ 将来人口

平成 23 年度以降の将来人口については、4 ページに示した将来人口の増減見込みを使用しています。

- ・ 発生量の増減見込み

平成 23 年度以降の発生量の増減見込みについては、平成 13 年度から平成 21 年度までの傾向を考慮して、各項目の発生量の増減率を設定しています。

発生量見込みについては、計画期間を 3 期に分けて策定する一般廃棄物処理実施計画において、それぞれ直近の発生量の実績を踏まえ、検証します。

なお、発生量見込みを算出するにあたっては、第 3 次基本構想における前期基本計画の中で平成 26 年度の目標として示された「1 日一人当たりの可燃ごみ排出量」と「資源物の資源化量のうち、集団回収分が占める割合」との整合性を考慮しています。

第3章 ごみ・資源物の処理の現状

1 ごみ・資源物の種類と処理の流れ

ごみ・資源物は 12 種類の区分で分別収集し、それぞれ異なる工程で処理が行われています（下表のとおり）。

可燃ごみ・不燃ごみは有料の指定袋で収集し、クリーンセンター多摩川で焼却処理等を行い、その灰は東京たま広域資源循環組合でエコセメントとして再利用されます。

再資源化するために市で分別収集した資源物について、ビン・缶・ペットボトルは狛江市ビン・缶リサイクルセンターで選別・圧縮・減容処理されたあと、民間の再資源化施設へと運ばれて再利用され、古紙・古布・金属・植木せん定枝は、直接民間の再資源化施設に運ばれ再利用されます。

分別収集の種類と処理の流れ（平成 22 年度）

種類		区分	収集運搬		中間処理施設		最終処分場		
		回数	収集方法	形態	場所	処理	場所	処理	
可燃ごみ		週2回	指定袋	民間委託	クリーン センター 多摩川	焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコセメント化	
不燃ごみ		月2回	指定袋			破碎・焼却			
発火物		月2回	コンテナ						
粗大ごみ		事前予約	シール制						
有害ごみ		月2回	透明の袋等		民間業者で再資源化				
資源物	ビン	月2回	コンテナ		ビン・缶 リサイクル センター		選別・減容	民間業者で再資源化	
	缶	月2回	コンテナ						
	ペットボトル	月2回	コンテナ						
	古紙	週1回	ひもで結束		民間業者で再資源化				
	古布	週1回	ひもで結束						
	金属	月2回	コンテナ						
	植木せん定枝	事前予約	ひもで結束 ・袋						

2 ごみ・資源物の収集量の推移

粕江市で分別収集するごみ・資源物の収集量の推移は、下表のとおりとなります。市民のごみ分別意識が向上しているため、ごみの収集量が減少して資源物の収集量が増加する傾向にあります。

可燃・不燃ごみの有料化を実施した平成 17 年 10 月以降は、可燃・不燃ごみの収集量は大きく減少し、ごみ・資源物の収集量の合計は減少を続けています。また、これまで資源物の収集量は増加傾向にありましたが、最近は減少に転じています。

ごみ・資源物の収集量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	16,309	16,267	16,016	15,684	14,625	13,099	12,866	12,606	12,349
不燃ごみ	1,206	1,173	1,137	1,120	1,148	982	979	929	931
有害ごみ	17	11	16	9	8	12	14	14	15
粗大ごみ	336	360	367	345	345	380	378	390	372
資源物	3,903	4,052	4,561	4,537	5,183	5,249	5,174	4,784	4,674
合計	21,771	21,863	22,097	21,695	21,309	19,722	19,411	18,723	18,341

※ 発火物は不燃ごみに含みます。

3 資源物回収量の推移

(1) 行政回収

狛江市で分別収集している資源物の収集量の推移は、下表のとおりとなります。

分別の徹底による資源化が進んだことに加えて、収集回数の増加や対象の拡大などにより資源物の収集量は増加傾向にありましたが、最近では、市民の皆様の排出抑制の取り組みや簡易包装の進展などにより家庭に入る資源物の量が減ってきているため、回収量は減少に転じてきています。

資源物の行政回収量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ビン	823	809	783	705	758	735	714	695	681
缶	364	346	317	305	281	264	247	242	231
古紙	2,228	2,326	2,817	2,893	3,461	3,579	3,550	3,175	3,134
古布	153	196	244	234	262	239	273	288	237
ペットボトル	193	214	209	224	232	237	241	232	230
金属	32	54	55	54	56	50	34	32	31
植木せん定枝	110	107	136	122	133	145	115	120	130
合計	3,903	4,052	4,561	4,537	5,183	5,249	5,174	4,784	4,674

【資源物の分別収集体制のあゆみ】

年 月	内 容
平成元年 4 月	ビン・缶の分別収集を開始（月 1 回）
平成 6 年 11 月	狛江市ビン・缶リサイクルセンター本稼動
平成 7 年 4 月	ビン・缶の収集回数の増加（月 1 回→月 2 回）
平成 9 年 4 月	古紙・古布の分別収集を開始（月 1 回） ペットボトル・金属の分別収集を開始（月 1 回）
平成 10 年 4 月	古紙・古布の収集回数の増加（月 1 回→月 2 回）
平成 13 年 4 月	植木せん定枝の分別収集を開始
平成 13 年 9 月	ビン・缶リサイクルセンターに植木せん定枝のチップ置場を設置
平成 14 年 3 月	小田急高架下ストックヤード竣工
平成 14 年 4 月	ペットボトル・金属の収集回数の増加（月 1 回→月 2 回）
平成 15 年 4 月	古紙・古布の収集回数の増加（月 2 回→毎週水曜）
平成 17 年 4 月	ペットボトルのビン・缶リサイクルセンターでの減容処理を開始
平成 18 年 11 月	シュレッダー紙を古紙として収集開始
平成 19 年 4 月	植木せん定枝収集時に竹の収集を開始

(2) 民間回収

民間業者による資源化ルートを活用した資源回収量は増加傾向にあります。自治会や市民団体など協力していただいている方々の意識がさらに高まり、以前に比べて民間業者との結びつきの密度が増している結果と言えます。これからも民間による資源化ルートの活用を推進していく必要があります。

資源物の民間回収量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
集団回収	1,200	1,333	1,332	1,397	1,439	1,530	1,594	1,624	1,546
拠点回収	580	561	448	342	314	305	298	299	270
生ごみ堆肥化	69	66	83	87	95	95	91	92	83
合計	1,849	1,960	1,863	1,826	1,848	1,930	1,983	2,015	1,899

※ それぞれの項目の内容については、19・20 ページに記載があります。

4 中間処理施設の処理量の推移

(1) 狛江市ビン・缶リサイクルセンター

ビン・缶・ペットボトルは、効率的に再資源化するために狛江市ビン・缶リサイクルセンターで減容・圧縮などの中間処理を行います。ビンはリターナルビンとワンウェイビンに選別して処理を行い、缶はアルミ缶とスチール缶を選別して圧縮処理を行い、ペットボトルは減容・圧縮処理を行い、その後、民間業者に引き渡してそれぞれ再資源化されます。

狛江市ビン・缶リサイクルセンターの処理量の推移

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ビン	823	809	783	705	758	735	714	695	681
缶	364	346	317	305	281	264	247	242	231
ペットボトル	-	-	-	-	232	237	241	232	230
合計	1,187	1,155	1,100	1,010	1,271	1,236	1,202	1,169	1,142

※ ペットボトルは平成 17 年 4 月より処理開始

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北 1 - 1 - 11
稼動開始	平成 6 年 11 月
処理能力	4.9 t / 日
処理方法	ビン（コロラインによる手選別） 缶（自動によるアルミ缶・スチール缶選別後、圧縮処理） ペットボトル（手選別後、減容・圧縮処理）

(2) クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、稲城市にあるクリーンセンター多摩川で破碎・選別・焼却処理などの中間処理を行っています。

クリーンセンター多摩川の処理量の推移（狛江市分のみ）

（単位：t）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	16,309	16,267	16,016	15,684	14,625	13,099	12,866	12,606	12,349
不燃ごみ	1,206	1,173	1,137	1,120	1,148	982	979	929	931
粗大ごみ	280	293	309	295	308	332	326	340	310
持ち込み	2,124	2,086	2,109	2,493	2,142	2,259	2,294	2,166	1,916
合計	19,919	19,819	19,571	19,592	18,223	16,672	16,465	16,041	15,506

※ 発火物は不燃ごみに含みます。

※ 粗大ごみは収集後に金属を抜き取った分を控除しています。

※ 持ち込みは事業を伴って生じた事業系一般廃棄物を収集運搬許可業者がクリーンセンター多摩川に直接持ち込んだ量です。

【クリーンセンター多摩川の概要】

所在地	東京都稲城市大丸1528番地
稼動開始	平成10年4月
焼却能力	450 t／日（150 t／24 h × 3 基） ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	50 t／日（25 t／24 h × 2 基） アーク式電気溶融
不燃・粗大ごみ処理施設	50 t／5 h × 1 基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合の概要】

所在地	東京都稲城市大丸1528番地
設置目的	狛江市・稲城市・府中市・国立市の四市で構成する一部事務組合であり、クリーンセンター多摩川及びし尿処理施設を運営しています。資源循環型社会の構築を担うべく、焼却熱の回収や焼却灰の一部を再生資源化することなど、処理過程から環境負荷への低減を図っています。また、周辺環境との調和を重視した施設として、安定的で効率的な稼動を目指しています。

5 最終処分場の処理量の推移

(1) 埋立事業

クリーンセンター多摩川での焼却後の灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合の最終処分場で埋立処分されていましたが、平成 18 年 7 月に稼動したエコセメント化施設において焼却灰を再資源化することができるようになり、平成 19 年度より埋立処分ゼロを達成しました。

埋立処分量の推移（狛江市分のみ）

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
埋立処分量	1,068	1,146	934	919	797	99	0	0	0

※ 平成 18 年度は 7 月までの埋立処分量を計上

【二ツ塚処分場の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野玉の内
埋立容量	約250万立方メートル
埋立期間	平成10年 1 月～

(一部の他市町の粉砕された不燃ごみの埋立てを行っています。)

【谷戸沢処分場の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸
埋立容量	約260万立方メートル
埋立期間	昭和59年 4 月～平成10年 4 月

(現在は自然保全管理地となっています。)

(2) エコセメント事業

東京たま広域資源循環組合において、平成 18 年 7 月にエコセメント化施設の稼動が開始されました。このエコセメントはごみ焼却灰を原料の一部として作られた新しいタイプのセメントで、エコロジーの「エコ」と「セメント」を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）にも定められています。土木建設工事やコンクリート製品などに幅広く利用されています。

エコセメント化施設処理量の推移（狛江市分のみ）

（単位：t）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
エコセメント化 施設処理量	0	0	0	0	0	646	725	755	702

※ 平成 18 年 7 月より処理開始

【エコセメント化施設の概要】

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
処理能力	焼却灰処理量約300トン／日 エコセメント生産量約430トン／日
稼動開始	平成18年 7 月

【東京たま広域資源循環組合の概要】

所在地	東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内
設置目的	一般廃棄物最終処分場の設置と管理を目的として設立された一部事務組合であり、多摩地域25市1町で構成されています。2つの埋立処分場とエコセメント化施設の管理・運営をしています。
構成市	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市 調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市 国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市 多摩市・稲城市・羽村市・西東京市・瑞穂町

6 総資源化量・資源化率の推移

粕江市の総ごみ量（ごみ量と資源化量）のうち総資源化量の割合を示す資源化率は下表のとおりとなります。市民の皆様の分別意識の向上に加えて、エコセメント事業の開始などにより、資源化率は上昇しています。

資源化率の推移

(単位：t)

□	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総ごみ量	25,744	25,909	26,069	26,014	25,299	23,911	23,688	22,904	22,156
総資源化量	7,769	7,848	8,150	8,023	8,542	9,302	9,121	8,722	8,496
資源化量	5,808	6,079	6,482	6,413	7,068	7,227	7,209	6,849	6,635
ごみ資源化量	1,961	1,769	1,668	1,610	1,474	2,075	1,912	1,873	1,861
資源化率 (%)	30.2	30.3	31.3	30.8	33.8	38.9	38.5	38.1	38.3

※ 総ごみ量は、ごみ・資源物の収集量と資源物の民間回収量と収集運搬許可業者による持ち込み量の合計です。

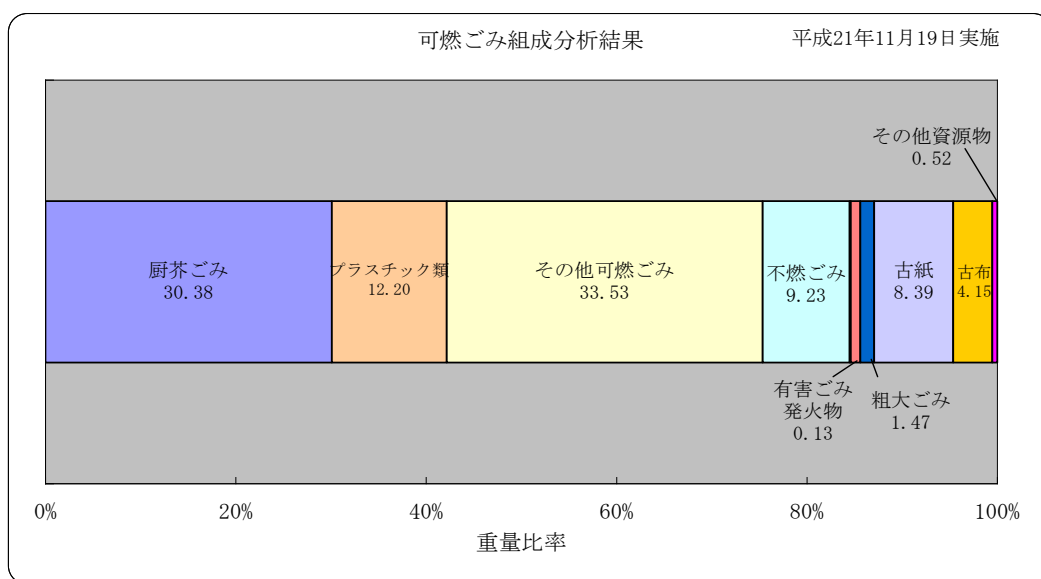
※ 資源化量は、資源物の行政回収量と民間回収量と粗大ごみの金属採取量の合計です。

※ ごみ資源化量は、ごみ処理工程での資源化量であり、クリーンセンター多摩川での金属採取量やスラグ化量及び東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化量を示します。

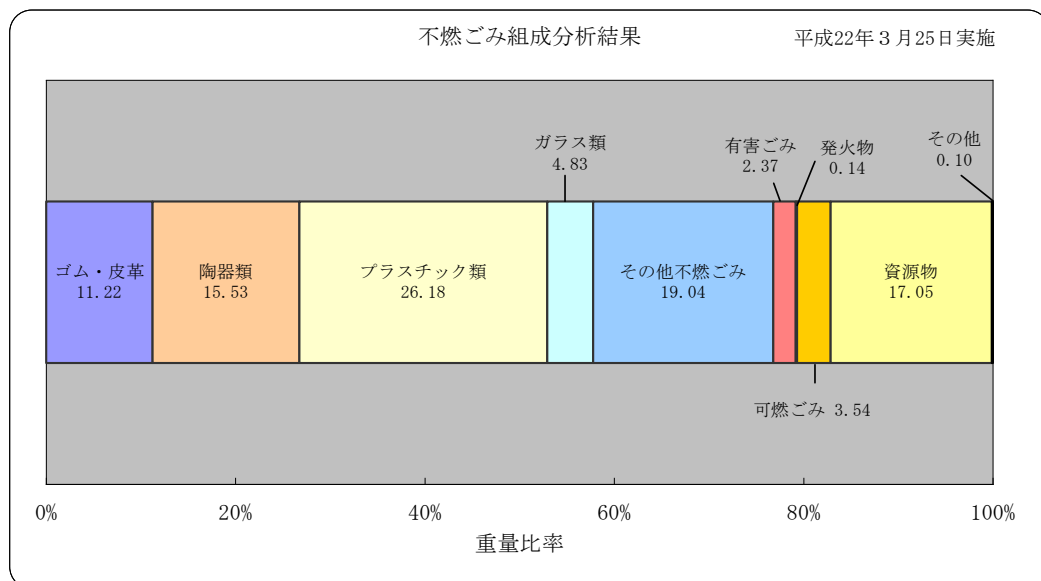
7 ごみの組成

ごみの中にどのようなものが混入しているかを毎年分析し、今後の分別指導等の参考にしています。平成 21 年度に行ったごみ組成の分析の結果は以下のとおりとなります。組成分析の結果を見ると、分別の徹底についてまだ不十分であり、市民への分別ルール周知や広報活動を引き続き行っていく必要があります。

(1) 可燃ごみ



(2) 不燃ごみ



8 減量・資源化の施策

狛江市ではごみの減量・資源化を促進するためにさまざまな施策を展開しています。

(1) 資源物集団回収事業

資源物を市の収集に出さずに、民間の業者に直接引き渡す活動を集団回収といい、市では回収した重量に応じて奨励金を交付しています。自治会・町会・管理組合・PTAなど団体が参加しています。

集団回収品目別回収実績

(単位：t)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
新聞	737	771	785	808	819	838	860	815	686
雑誌	288	350	341	379	393	451	484	541	542
ダンボール	127	152	147	148	158	170	176	179	205
古布	33	41	38	40	46	46	49	62	74
アルミ缶	14	18	19	20	22	24	23	24	23
スチール缶	0	0	0	0	0	0	0	1	3
ビン	1	0	1	1	0	0	0	0	9
その他	0	1	1	1	1	1	2	2	4
合計	1,200	1,333	1,332	1,397	1,439	1,530	1,594	1,624	1,546

【資源物集団回収事業奨励金交付制度】

回収方法	団体登録をして、回収日・回収品目を定めて登録業者に引き渡す
対象品目	新聞・雑誌（雑紙）・ダンボール・紙パック・古布 アルミ缶・スチール缶・ビン・ペットボトル・金属
交付額	1kgあたり10円（平成22年度時点）
交付回数	年4回（四半期ごと）

(2) 拠点回収事業

一定の保管場所等に集められた古紙を民間の業者が回収することを拠点回収といい、主に商店会や地域センター、公共施設等が拠点回収場所となっていて行っています。

(3) 生ごみ堆肥化事業

生ごみの堆肥化を目的として公共施設や大規模集合住宅などに生ごみ処理機を設置し、その成果物を民間の業者で堆肥化して再利用する事業を行っています。

(4) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費助成

狛江市では、生ごみを減量するための方策として生ごみ堆肥化容器（コンポスト）と生ごみ処理機の購入費の一部または全額を助成しています。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）とは地面の中にいる微生物を利用して生ごみを堆肥化させるプラスチック製等の容器をいい、生ごみ処理機とはバクテリアによって生ごみを発酵・分解、または加熱によって生ごみを乾燥処理して、衛生的に減容化させる処理機をいいます。

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機補助台数

(単位：台数)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
堆肥化容器	0	0	2	0	0	1	0	1	4
生ごみ処理機	52	59	41	88	99	51	44	33	25

【生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費助成制度】(平成 22 年度時点)

対 象 品 目	助 成 額
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	3,000円以内の額
生ごみ処理機	購入費の2分の1以内の額 (電動の場合) 上限額は18,000円 (非電動の場合) 上限額は3,000円

(5) ごみ・リサイクルカレンダーの配布

市民の利便性を考慮して、ごみ出しの日や分別方法、出し方などを分かりやすく記載したごみ・リサイクルカレンダーを毎年作成し、戸別配布しています。

(6) ごみ半減新聞の発行

ごみの減量や分別などの啓発やごみに関する情報提供を目的として、年に3回ごみ半減新聞を発行しています。新聞折込みで配布していましたが、平成 22 年度から戸別配布に切り換え、市民のすべての方のお手元に届くようになりました。

9 ごみ処理事業の経過

ごみ処理事業の経緯については、下表のとおりです。人口が急増した昭和 40 年代よりごみ処理事業を本格的に開始し、これまで安定的なごみ処理を目指してきました。

年 月	内 容
昭和30年 7 月	リヤカーでのごみ収集を開始
昭和38年 9 月	ごみの焼却処理を目的に狛江町と多摩村で狛江・多摩衛生組合が発足
昭和39年 9 月	狛江・多摩衛生組合に稲城町が加入し、多摩川衛生組合に改正
昭和40年 4 月	2 トン車でのごみ収集を開始
昭和40年 7 月	不燃ごみの収集を開始
昭和40年12月	多摩川衛生組合の第 1 号炉（日量30 ^ト ）が完成
昭和43年 3 月	多摩川衛生組合の第 2 号炉（日量30 ^ト ）が完成
昭和46年 4 月	可燃ごみ・不燃ごみ収集の全面委託を実施
昭和47年 4 月	可燃ごみの収集回数を週 3 回に変更
昭和48年10月	多摩川衛生組合の第 3 号炉（日量105 ^ト ）が完成、第 1 号炉は廃止
昭和52年 3 月	多摩川衛生組合の第 4 号炉（日量105 ^ト ）が完成、第 2 号炉は廃止
昭和53年 3 月	多摩川衛生組合に不燃ごみ・粗大ごみ処理施設及び最終処分地が完成
昭和55年11月	ごみの最終処分を目的に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
昭和56年 4 月	資源ごみ集団回収事業奨励金制度を開始
昭和57年10月	不燃ごみの収集回数を週 1 回に変更
昭和59年 4 月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢処分場が開場 有害ごみの分別収集を開始
平成元年 4 月	ビン・缶の分別収集を開始（月 1 回）
平成 3 年 5 月	ビン・缶が市外で受入拒否となり、ビン・缶を狛江市内に一時保管
平成 3 年12月	こまめぐみ市民委員会が発足
平成 4 年12月	（仮）こまえリサイクルセンターの用地選定の答申
平成 5 年 1 月	（仮）こまえリサイクルセンター建設市民委員会が発足
平成 5 年 3 月	多摩川衛生組合から多摩市が脱退
平成 5 年 4 月	多摩川衛生組合に府中市が加入
平成 5 年10月	ごみ半減推進検討委員会が発足、（仮）こまえリサイクルセンター建設着工
平成 6 年 1 月	狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成 6 年10月	粗大ごみの品目ごとの有料化を実施、狛江市ビン・缶リサイクルセンター竣工
平成 6 年11月	狛江市ビン・缶リサイクルセンターが本稼動、運営委員会が発足
平成 7 年 4 月	ビン・缶の収集回数の増加（月 1 回→月 2 回）
平成 7 年 8 月	狛江市ごみ半減推進審議会が発足
平成 7 年12月	商店会拠点回収の本格実施
平成 9 年 3 月	ごみ・リサイクルカレンダー全戸配布を開始

年 月	内 容
平成9年4月	収集回数の変更（可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回） 古紙・古布の分別収集を開始（月1回） ペットボトル・金属の分別収集を開始（月1回）、ペットボトル店頭回収を開始
平成10年1月	多摩川衛生組合の新炉（日量150ト×3基）の運転開始、旧3・4号炉は廃止
平成10年2月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の二ツ塚処分場が開場
平成10年4月	古紙・古布の収集回数の増加（月1回→月2回） 多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川が本稼動
平成11年4月	家庭用生ごみ処理機購入費補助制度を開始 多摩川衛生組合に国立市が加入
平成13年4月	植木せん定枝の収集を開始 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）スタート 発火物（ガスボンベ・ライター・スプレー缶等）の分別収集を開始
平成13年9月	狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定 ビン・缶リサイクルセンターに植木せん定枝のチップ置場を設置
平成14年3月	小田急高架下ストックヤード竣工
平成14年4月	ペットボトル・金属の収集回数の増加（月1回→月2回）
平成14年9～11月	「ごみ有料化は是か否かそれとも・・・」広報紙上討論実施
平成14年11月	「問い直そう大量廃棄社会—ごみの有料化は有効な手法か—」シンポジウム開催
平成15年4月	古紙・古布の収集回数の増加（月2回→毎週水曜）
平成15年7月	公聴会開催（さらなる減量の道・ごみ有料化への道）
平成15年8月	ごみ半減推進審議会でごみ有料化の意見具申
平成15年10月	資源有効利用促進法によりパソコンリサイクル開始
平成15年11月	ごみワーキンググループ発足
平成16年3月	「ごみ処理経費と市の財政」シンポジウム開催
平成16年4月	家電リサイクル法に冷凍庫が追加
平成16年11月	ごみ有料化に伴う公聴会開催（2回 88人参加）
平成17年1月	ごみ有料化に伴う公聴会開催（4回 254人参加）
平成17年4月	可燃・不燃ごみ指定収集袋による有料化条例可決 ペットボトルのビン・缶リサイクルセンターでの減容処理を開始
平成17年5～9月	ごみ有料化に伴う市民説明会開催（57回 2,058人参加）
平成17年10月	可燃・不燃ごみ指定収集袋有料化開始
平成18年4月	名称変更（東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合→東京たま広域資源循環組合）
平成18年7月	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設が本稼動
平成18年10月	粗大ごみ手数料シール化開始
平成18年11月	シュレッダー紙を古紙として収集開始
平成19年4月	植木せん定枝収集時に竹の収集を開始
平成21年4月	家電リサイクル法に薄型テレビ（プラズマ・液晶）と衣類乾燥機が追加 生ごみ処理機購入費補助対象の拡大（非電動型も対象）

10 ごみ処理事業の課題

(1) ごみの減量

ごみの減量の担い手は市民一人ひとりです。「4R」の考え方に基づく市民のごみ減量意識の向上・啓発を進め、市民と事業者と行政が協働してごみ発生量の抑制を図っていく必要があります。

4Rとは、発生回避（Refuse：リフューズ）・排出抑制（Reduce：リデュース）再使用（Reuse：リユース）・再生利用（Recycle：リサイクル）のアルファベットの頭文字をとっています。

市民の皆様の減量と分別のご協力で、ごみ量は着実に減少しています。しかし、これからもリバウンドすることなく、さらなるごみの減量を継続させていかなければなりません。ごみ半減新聞、ごみ・リサイクルカレンダー、ホームページなどさまざまな媒体で、ごみの分別やごみ減量の広報活動を充実させ、ごみ出し指導・不法投棄防止パトロールなどを引き続き実施し、ごみの適正排出の推進を図る必要があります。特に、生ごみの減量手段として、生ごみ処理機等の普及や生ごみの水切り徹底の励行などを行う必要があります。また、市民団体や小中学生向けの施設見学会や出前講座を行うことや市民活動グループの支援など、市民と協働でごみの減量に取り組む体制を構築し、ごみ減量意識の向上に努めていく必要があります。

● 重点施策

- ・ 情報をわかりやすく提供・発信し、ごみ減量意識の啓発を推進
- ・ ごみ分別ルール の周知・徹底による適正排出の推進
- ・ 環境教育・環境学習を通じて、ごみ問題への関心や意識の芽生えを推進
- ・ ごみ減量を意識したライフスタイル・消費行動の普及
- ・ 市民グループの育成・支援の強化
- ・ ごみ有料化による減量効果の持続への取り組み

（２）資源化の推進

ごみの分別の徹底により、資源化を促進することに加えて、分別収集した資源物の安定的なリサイクルルートの確保に努めなければなりません。資源物のリサイクルルートの確保や市民のごみ分別意識の向上の観点から、資源物集団回収事業は有効な施策であるため、集団回収参加団体を増やして集団回収量の増加を図るなど事業を拡大していく必要があります。

なお、分別収集体制については、経済面、環境面等の影響を考慮し、効率化を図っていく必要があります。

● 重点施策

- ・資源物集団回収の取り組みを強化
- ・資源物の分別の徹底
- ・リサイクルルートの確保
- ・経済面、効率面、環境面などの観点からの分別収集体制の検討

（３）安定的なごみ処理体制の維持・継続

分別収集したごみ・資源物を滞りなく処理するためには、処理施設の安定的な稼働が不可欠であり、これまでに確立した「最終処分場を頼らない処理システム」をこれからも維持・継続していかなければなりません。多摩川衛生組合においては、周辺環境に配慮した安全な施設運営を継続するとともに、安定的な処理を目指していく必要があります。東京たま広域資源循環組合においては、焼却残灰のエコセメント事業の推進を図るとともに、エコセメント製品の公共工事などへの利用を促進していく必要があります。

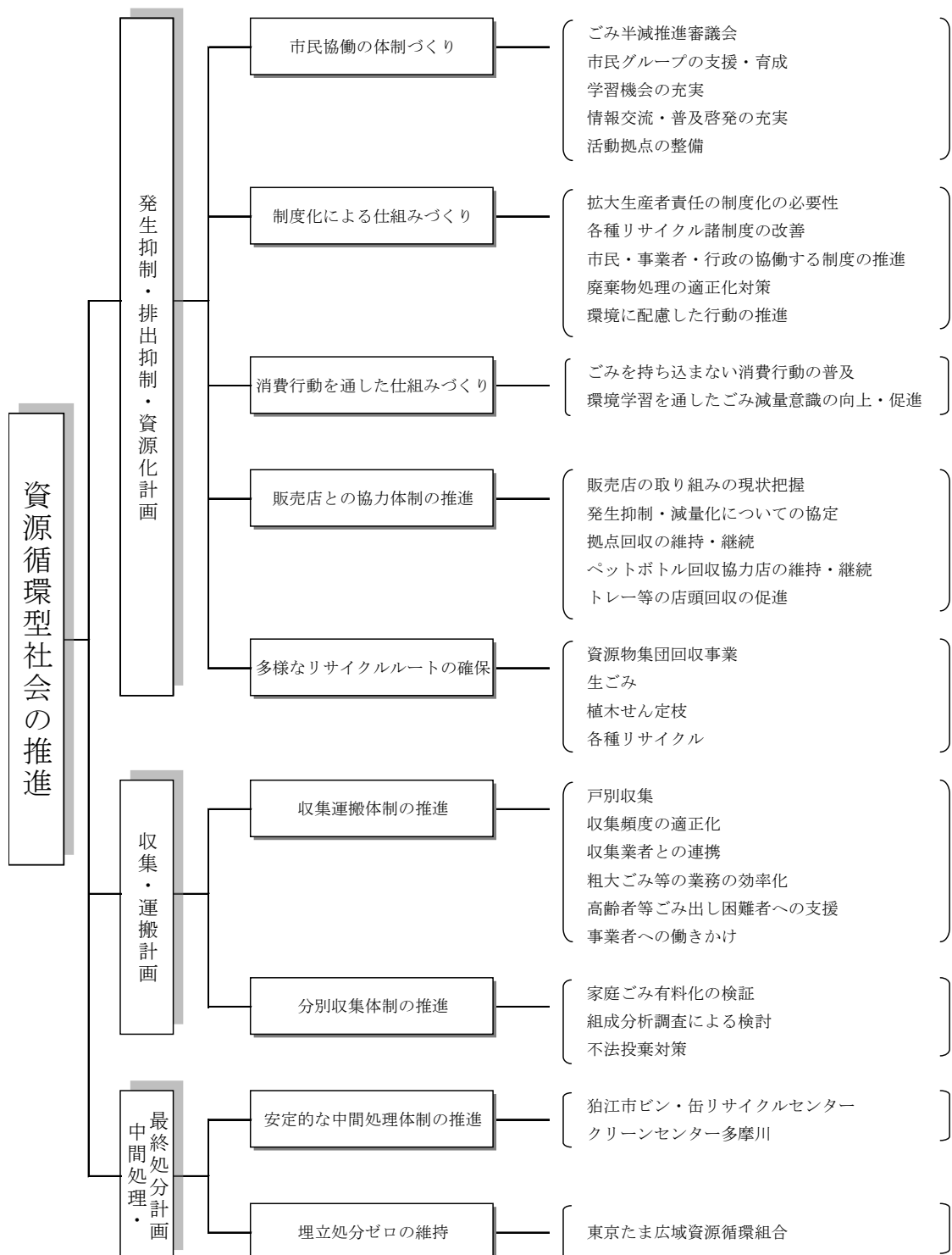
また、処理施設の不測の事態に対応するため、ごみ処理の広域連携体制を強化してまいります。

● 重点施策

- ・ビン・缶リサイクルセンターの安定的な運営・稼働を継続
- ・クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）の安全で安定的な処理の実施
- ・最終処分場（東京たま広域資源循環組合）の埋立処分ゼロを継続
- ・多摩地域市町村との広域連携の強化

第4章 計画達成に向けた取り組み

【計画の体系図】



第1節 発生抑制・排出抑制・資源化計画

1 市民協働の体制づくり

基本計画で掲げた目標を達成するための原動力となるのは市民の一人ひとりの行動です。市民と行政が智恵や意見を出し合い、市民協働による取り組みを実践する体制づくりを推進します。

(1) ごみ半減推進審議会

ごみ半減推進審議会は、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の策定に向けた答申や減量・再利用の推進に関する重要施策の答申など、狛江市の清掃事業の発展に大きな役割を果たしてきました。今後においてもごみ半減推進審議会の答申や提言を踏まえ、ごみ処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した清掃事業を展開していく必要があります。現状把握や課題分析、基本計画等の進捗状況の検証を進めます。

(2) 市民グループの支援・育成

持続的な取り組みとして行動を実践していただくために、市民グループでの情報交換や交流を通して、さらに取り組みを実践しようとする方々の裾野を広げていくことが大切です。市民の協働による減量・資源化を促進するために、活動する市民グループを支援・育成します。また、地域住民へのごみ減量の啓発活動や分別指導など、市民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。

(3) 学習機会の充実

市民団体や小中学生などの環境教育・環境学習の一環として施設見学や出前講座を行うなど、学習する機会を充実し、ごみ意識の啓発を促進します。

(4) 情報交流・普及啓発の充実

ごみと資源物の分別の徹底を図るために、ごみ半減新聞、ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどを通して、双方向での交流を進め、分別ルール の周知と分別意識の向上に努めます。

(5) 活動拠点の整備

ビン・缶リサイクルセンターを市民グループの活動拠点として提供し、講習会や展示会、相談会などを通して、学習・交流を深める機会を創出し、市民の自主的活動の輪の広がりを図ります。また、リサイクルひろばの整備を検討していきます。

2 制度化による仕組みづくり

廃棄の抑制は、製品を生産する段階、消費者が製品を購入する段階、ごみを処理する段階の各段階での徹底した管理が大切です。国などによる制度化や企業による自主的制度の導入などが図られることが必要です。

(1) 拡大生産者責任の制度化の必要性

さらなるごみの減量を進めていく上では、発生源となりうる段階で抑制を図っていくことが大切です。拡大生産者責任の観点から、排出者としての事業者の責任を明確にし、リサイクルを推進するための自主的回収制度を要請し、またリサイクル法の整備を求めています。

(2) 各種リサイクル諸制度の改善

すでに施行させている家電リサイクル法は、廃棄する方法が市民にとってわかりにくい制度との意見が依然として多くあります。また、廃棄する時点でリサイクル料金が発生するシステムとなっており、不法投棄されるケースが頻繁に報告されています。

その他各種リサイクル諸制度についても、生産者側の自主的回収の取り組みを要請します。

(3) 市民・事業者・行政の協働する制度の推進

市民・行政・事業者がそれぞれの立場と役割を十分に認識した上で、相互に連携し、取り組んでいく必要があります。ごみを出す排出責任者としての責務を明確化し、実践への取り組みを推進します。

(4) 廃棄物処理の適正化対策

収集作業や処理工程等に支障のある廃棄物（医療廃棄物等）について、狛江市だけでなく広域的に対応すべき事案がある場合は、東京都市町村清掃協議会などで廃棄物処理の適正化対策の協議を進めます。

(5) 環境に配慮した行動の推進

環境に配慮したグリーン製品の購入などを行政が中心となって推進していきます。

3 消費行動を通した仕組みづくり

ごみの排出を抑制するために、4 R の考え方による市民の消費行動・生活様式の普及を促進します。なお、環境面に負担がかかるうえに多額の費用を要するリサイクルは最終手段であるという4 R の優先順位の普及に努め、リサイクルにできるだけ頼らないような消費行動の啓発活動を進めます。

○ 4 R とは…

ごみ総排出量の抑制のための以下の方策を表しています。それぞれを英語で表記した場合のアルファベットの頭文字をとって、このように総称されます。

- ・ Refuse リフューズ（発生回避）ごみになるものを買わない、断ること
- ・ Reduce リデュース（排出抑制）ごみの量を減らすこと
- ・ Reuse リユース（再使用）使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと
- ・ Recycle リサイクル（再生利用）使ったものを資源として再利用すること

（１）ごみを持ち込まない消費行動の普及

家庭から出るごみの多くは、日々の生活に必要なものを購入するときに発生します。買い過ぎ・作り過ぎなどによる食品ロスを発生させないような買い方の工夫や長く使えるものをよく検討して購入することなどが大切です。また、買い物にマイバッグを持参して、すぐにごみになってしまうレジ袋や過剰な包装を断ることなども有効です。マイバッグ運動やごみ半減新聞などを通して、レジ袋や容器包装などの削減に向けた取り組みを実施し、ごみを家庭に持ち込まない消費行動・生活様式の普及を図ります。

（２）環境学習を通したごみ減量意識の向上・促進

ごみを出すことが環境にどれだけ負荷のあるものなのか、これからを担う子供たちに早いうちから芽生えさせ、育てていくことが大切です。また、子供たちのお手本となる大人にも出前講座などでごみ減量意識の向上を図ります。環境学習を通して、社会全体で環境を考えていく機会を提供していきます。

4 販売店との協力体制の推進

発生抑制の観点から、日々の食材や日用品などを取り扱う販売店等の協力は不可欠です。市内販売店と連携した協力体制の維持・構築に努めます。

(1) 販売店の取り組みの現状把握

市内の販売店の減量への取り組みの状況について、ごみ半減推進審議会を中心として状況確認などを実施し、現状把握を進めていきます。また、この内容については広く公表していきます。

(2) 発生抑制・減量化についての協定

スーパーやコンビニエンスストア、商店などの販売店と協定を締結し、発生抑制・減量化を目指した取り組みを推進します。

(3) 拠点回収の維持・継続

小売店を中心とする商店街と連携し、市民が持ち寄った古紙等を民間の業者が回収する拠点回収システムを維持・継続します。

(4) ペットボトル回収協力店の維持・継続

回収協力店において店頭回収したペットボトルを市で収集するシステムを維持・継続します。

(5) トレー等の店頭回収の促進

拡大生産者責任の観点からも、スーパーやコンビニエンスストア、商店が自ら販売したトレー等の容器を店頭で率先して回収するように働きかけを行っていきます。

5 多様なリサイクルルートの確保

ごみの分別を徹底し、減量を進めるとともに、資源化したものを確立されたリサイクルルートに乗せて、安定的に再資源化をしていくことが重要です。なお、リサイクルルートについては、拡大生産者責任の観点や効率的な行政運営の観点から、民間回収ルートによる自主回収を最大限に活用していきます。特に集団回収事業の拡大を図ります。

(1) 資源物集団回収事業

資源物の集団回収事業は、市民のごみ分別意識の向上に大きく貢献しています。さらに集団回収事業が拡大することで、行政で資源物を回収した場合の収集運搬や中間処理などの経費を削減することができます。ごみ半減新聞などによる広報活動や団体向け説明会などを実施し、参加団体の増加に努めます。

また、集団回収事業を拡大していくためには、民間回収業者との連携と協力が不可欠です。登録している民間回収業者と連絡調整を図り、取扱品目の拡大に努めます。

(2) 生ごみ

ぼかしの活用による生ごみの堆肥化を推進するため、ビン・缶リサイクルセンターでの定期的な講習会を引き続き行い、講習会参加者に対しては、ぼかしの堆肥化の専用容器の無料貸与も継続します。利用者がさらに広がるような支援策や堆肥化物の利用先についても検討します。

また、公共施設や集合住宅等に設置している生ごみ処理機の成果物を回収し、成分調整をして肥料に加工し、市内の販売店で販売する生ごみの堆肥循環システムも維持・継続し、既存ルートの確保と拡充に努めます。また、生ごみを資源として再利用を推進するその他方策の可能性について検討を進めます。

(3) 植木せん定枝

植木せん定枝の資源化システムを維持・継続します。また、チップ化してできた堆肥の市民向け無料提供を継続します。

(4) 各種リサイクル

法令等により規定のある品目のリサイクル方法について、ごみ・リサイクルカレンダーや市ホームページなどを活用して、わかりやすく正しく知っていただくための広報活動の充実を図ります。

家電リサイクル法の施行により家電4品目のテレビ・冷蔵庫（冷凍庫を含む）・エアコン・洗濯機（衣類乾燥機を含む）については、製造業者が小売店を通して回収し、リサイクルしています。また、狛江市独自で構築した引き取り義務者不明の場合の回収システムを維持・継続します。

パソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、指定再資源化商品に指定されており、製造業者が回収し、リサイクルしています。

第2節 収集・運搬計画

1 収集運搬体制の推進

(1) 戸別収集

戸別収集でのごみ収集体制を維持・継続します。また、集合住宅の場合は、住民の入れ替えにより、ごみ出しルールが守られないことが多いため、住民の方への排出指導やごみ集積所看板の設置、管理会社等へのごみ集積所の管理方法などの指導の徹底を図ります。

(2) 収集頻度の適正化

収集コスト削減や地球温暖化対策等の観点から、収集方法や運搬距離を考慮した効率的な収集運搬体制が必要です。ごみ・資源物の種類ごとの状況を考慮し、収集頻度の適正化に努めます。

(3) 収集業者との連携

適正排出の徹底を図っていくためには、収集業者との連携が不可欠です。ごみ出しの指導を行っている箇所やごみ集積所の管理が行き届いていない集合住宅についての連絡・調整などを行い、排出状況の改善に努めます。

(4) 粗大ごみ等の業務の効率化

粗大ごみや植木せん定枝などの受付業務等について、業務の効率化を検討します。

(5) 高齢者等ごみ出し困難者への支援

高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、ごみ出しが困難な状況の方に対する支援や援助を検討する必要があります。対象世帯の範囲や支援方法などについて、市の福祉関係部署と連携を深め、情報交換を重ねた上で検討を進めます。

(6) 事業者への働きかけ

事業活動に伴って生じた廃棄物については自己処理が原則です。産業廃棄物以外の廃棄物については、狛江市の一般廃棄物収集運搬業者と相対で契約を締結した上で処理することができます。ただし、小規模事業者が多い狛江市の現状を踏まえ、平成 17 年 10 月の家庭ごみの有料化の時点から、家庭から出る程度の量であれば、可燃・不燃ごみに分けて事業系指定収集袋に入れて、家庭ごみと同じ日に収集しています。

事業系一般廃棄物について、以下のことを重点にごみの適正排出を進めます。

① 小規模事業者への指導

小規模事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物において、分別が徹底されていない場合や事業系の指定収集袋を使用せずに家庭ごみの指定収集袋を使用している場合の指導について、収集業者と連携し、改善を図ります。

② 発生・排出抑制

事業者は製造・加工・販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発や製品の修理体制の確保等により廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量に努める必要があります。大規模事業所や多量排出事業所等については、年度ごとに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出を求め、廃棄の抑制や再利用の促進を図ります。

2 分別収集体制の推進

(1) 家庭ごみ有料化の検証

ごみの減量を主な目的として、平成 17 年 10 月に家庭ごみの有料化を実施し、ごみ処理にかかる多額の費用の一部を市民にご負担していただくことになりました。これによりごみを減らす市民の意識の高まりに大きく寄与してきたところですが、さらにごみを減らして、ごみ処理にかかる費用を最小限にしていく必要があります。今後もごみ量が増加することのないよう、ごみの減量に有効な施策として継続させるため、有料化後の検証を必要に応じて実施します。ごみ半減推進審議会を中心として市民の意見を踏まえた審議を行います。

(2) 組成分析調査による検討

分別収集の状況を把握する目的でごみの組成分析調査を毎年度行っています。この結果を踏まえ、分別・排出指導などに関する施策を検討します。

① 資源物

市民の皆様の分別のご協力により、可燃ごみに含まれる資源物の量は減る傾向にあります。可燃ごみの組成分析の結果を見ると資源物の混入が依然として多くあるのが現状です。分別の徹底でこれらの混入を未然に防止することが、さらなるごみの減量と資源化を推進していくことにつながります。資源物混入割合のうち半分以上が古紙であるため、古紙を重点に分別排出指導を行います。

② 生ごみ

可燃ごみの組成分析において、生ごみ(厨芥)が約 3 割含まれるという結果でした。ごみの減量を推進するためには、この生ごみをいかに減らしていくかが目標達成への大きなウェイトを占めてきます。まずはごみを持ち込まない消費行動において発生段階で抑制することが効果的です。排出段階においては、以下の取り組みを重点的に行います。

- ・水切り、乾燥の励行

生ごみの多くは水分です。生ごみを捨てる際に一搾りして水切りすることや、天日干しで乾燥させることなどで大幅な減量につながります。家庭でできる生ごみの減量の方策について、ごみ半減新聞などを通して、広報・啓発活動を推進します。

- ・生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の活用

家庭から排出される生ごみの自家処理促進を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機購入費の一部または全額を助成します。電動型生ごみ処理機に加えて非電動型の普及というように拡大されつつありますが、さらに技術革新にも注視していきます。家庭でできる生ごみの減量を多くの市民に行っていただけるよう啓発活動を進めます。また、新設の集合住宅については、入居者全体で生ごみの減量に協力できる体制をとれるように、建築計画の段階から入居者共同で使用できる大型の生ごみ処理機などを設置することを要請します。

③ プラスチック

丈夫かつ軽量の素材で加工がしやすいプラスチックは、人々が利便性を追い求める中で急速に普及し、ごみとして廃棄される量も増えつつあります。プラスチックについては、費用対効果から見て、現状においては焼却によるサーマルリサイクルを活用しています。排出抑制の観点から、家庭にごみを持ち込まない消費行動の普及・啓発や店頭回収の拡大などを進めます。

④ 発火物

ごみ収集車及び多摩川衛生組合の施設内での火災の発生について、発火物（スプレー缶・ガスボンベ・ライター）が主な原因と見られることから、発火物は分別して収集しています。ごみ半減新聞などを通してさらなる周知の徹底を図り、火災等の事故の発生を未然に防ぎます。

(3) 不法投棄対策

私有地の敷地や道路上の公共の場所への不法投棄が依然として多く報告されています。警告看板やステッカーを設置して不法投棄防止の喚起を進めるとともに、原因者を調査し、特定した上での分別指導を徹底し、不適正排出の改善を図ります。

第3節 中間処理・最終処分計画

1 安定的な中間処理体制の推進

狛江市ビン・缶リサイクルセンター

狛江市ビン・缶リサイクルセンターは、収集・運搬や再利用の効率化を目指して市内に建設した中間処理施設であり、平成6年11月に本格稼働し、ビン・缶の処理を開始しました。平成17年4月からはペットボトルの処理を開始しています。

行政回収したビン・缶・ペットボトルは、この施設内で選別・減容などの処理を行い、その後業者に引き渡して再資源化しています。分別収集された資源物を滞りなく処理するために、施設設備の点検・修繕などを定期的に行い、安定的な稼働を継続する必要があります。また、施設を稼働してから15年以上の年数が経過し、諸設備に更新・修繕の必要性があるため、今後は計画的に大規模修繕を図ります。

市内唯一の処理施設であるため、施設見学を通して、ごみ問題や環境問題を考え、ごみ・資源物の分別方法や処理工程などについて学習する機会を提供します。



【狛江市ビン・缶リサイクルセンター】

クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）

狛江市から出たごみは、稲城市にあるクリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）に搬入され、破碎・選別・焼却処理などの中間処理を行っています。クリーンセンター多摩川は、旧焼却施設の老朽化に伴い平成 10 年に整備した施設であり、安全で効率的な清掃工場として安定稼動を目指しています。焼却により発生する熱を有効利用するため、サーマルリサイクルにも取り組んでいます。また、処理工程において焼却灰の一部を溶融処理し、スラグとして建設資材等に有効利用することや、焼却灰から金属類をメタルとして回収し再利用することなどを行っています。



【クリーンセンター多摩川】

○サーマルリサイクルとは…

焼却による熱エネルギーの回収・再利用のことをいいます。蒸気タービン発電や余熱を冷暖房の熱源として活用することなどで、電気やガスの使用量を抑えることができます。

○スラグとは…

焼却灰を溶融処理してできた砂状のものをスラグといい、コンクリート骨材やアスファルト骨材などの建設用資材として再利用することができます。

(1) サーマルリサイクル

焼却する際に発生する熱を回収し、蒸気タービン発電機で最大 6,000 キロワットの発電を行い、クリーンセンター多摩川で使用する動力源や冷暖房・照明などに有効活用し、余剰電力については、電気事業者に売電しています。また、余熱の再利用としては、施設内及び近くの公共施設に高温水を供給し、冷暖房の熱源としています。

(2) スラグの有効活用

ごみの焼却灰を溶融処理してできたスラグは、道路工事等の埋め戻し材やコンクリート骨材、アスファルトの路盤材、ブロック・インターロッキング等のコンクリート二次製品として有効活用を図っています。近年の経済情勢から建設需要や公共工事などが減少し、スラグの余剰が生じています。ごみの減量と分別のさらなる推進によりスラグの発生抑制に努めます。

(3) 多摩地域市町村との広域連携の強化

ごみ処理施設は、市町村単独もしくは近隣市等で一部事務組合を設立して共同で整備していますが、処理施設の稼働に支障が生じた場合のごみの受入れ先の確保について、相互扶助で連携を図っていく必要があります。災害時や処理施設の建て替えの場合などに対応した多摩地域による広域ごみ処理支援の取り組みを強化します。

(4) 広報活動・情報提供

多摩川衛生組合では、広報誌『UP! たまがわ』(年 2 回発行)、ホームページなどで、クリーンセンター多摩川の広報活動と情報提供を行っています。

【ホームページ URL】<http://www4.ocn.ne.jp/~tamagawa/>

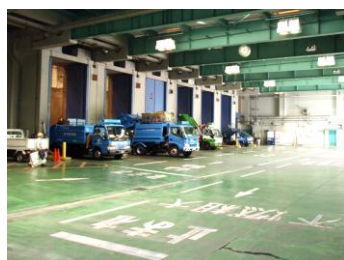
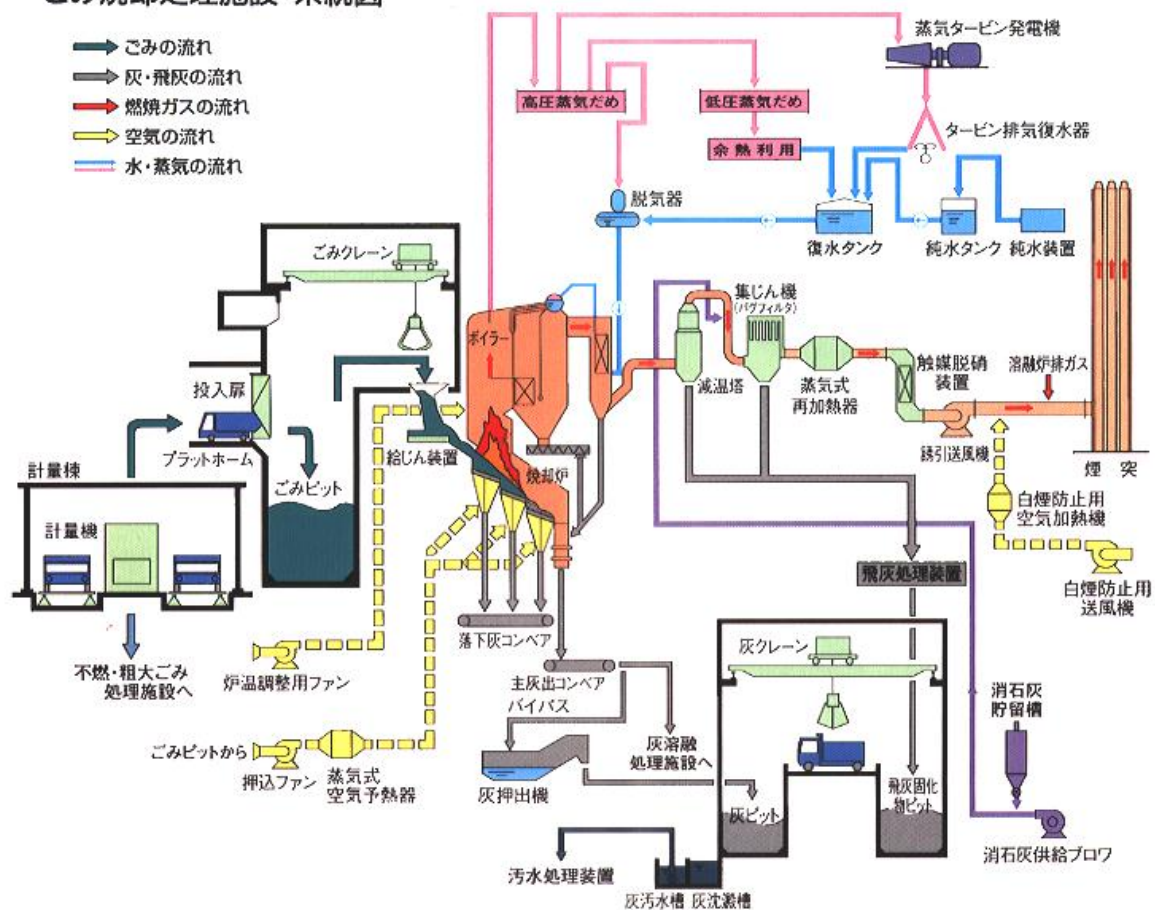
また、小学生や市民団体を中心に施設見学会を随時実施し、施設の概要や処理方法の説明などを行っています。

(5) 環境に配慮した施設運営

クリーンセンター多摩川の周辺環境や灰を搬入するエコセメント化施設等に配慮した施設運営を目指します。

【参考】クリーンセンター多摩川での処理工程

ごみ焼却処理施設 系統図



【プラットホーム】



【ごみピット】



【焼却炉の内部】

2 埋立処分ゼロの維持

東京たま広域資源循環組合

(1) 埋立事業

多摩地域 25 市 1 町の可燃ごみの焼却灰と粉碎された不燃ごみは、日の出町にある東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し埋立を行っていました。二ツ塚処分場の埋立期間は当初、平成 9 年度から 16 年間と計画され、平成 25 年度には埋立が終了する予定でした。そのような状況の中、平成 18 年 7 月のエコセメント事業の本格稼働に伴い、それまで埋立でしていた焼却灰がエコセメントの原料の一部として再利用できるようになり、埋立量を大幅に削減することができました。このエコセメント事業により、二ツ塚処分場の埋立期間の延長が可能となり、最終処分場の延命化に大きく寄与しています。

狛江市の場合、最終処分場には焼却灰のみを搬入しているため、エコセメント事業の開始により、狛江市のごみからの埋立量はゼロとなっています。しかし、これからも埋立処分ゼロを継続的に達成し続けるために、さらなるごみの減量及び資源化を推進していく必要があります。

また、埋立が終了した谷戸沢廃棄物広域処分場については安全性が確保されるまで、環境保全管理地として周辺環境への影響に配慮した維持・管理を継続します。



【二ツ塚処分場計画区域】



【二ツ塚処分場】

(2) エコセメント事業

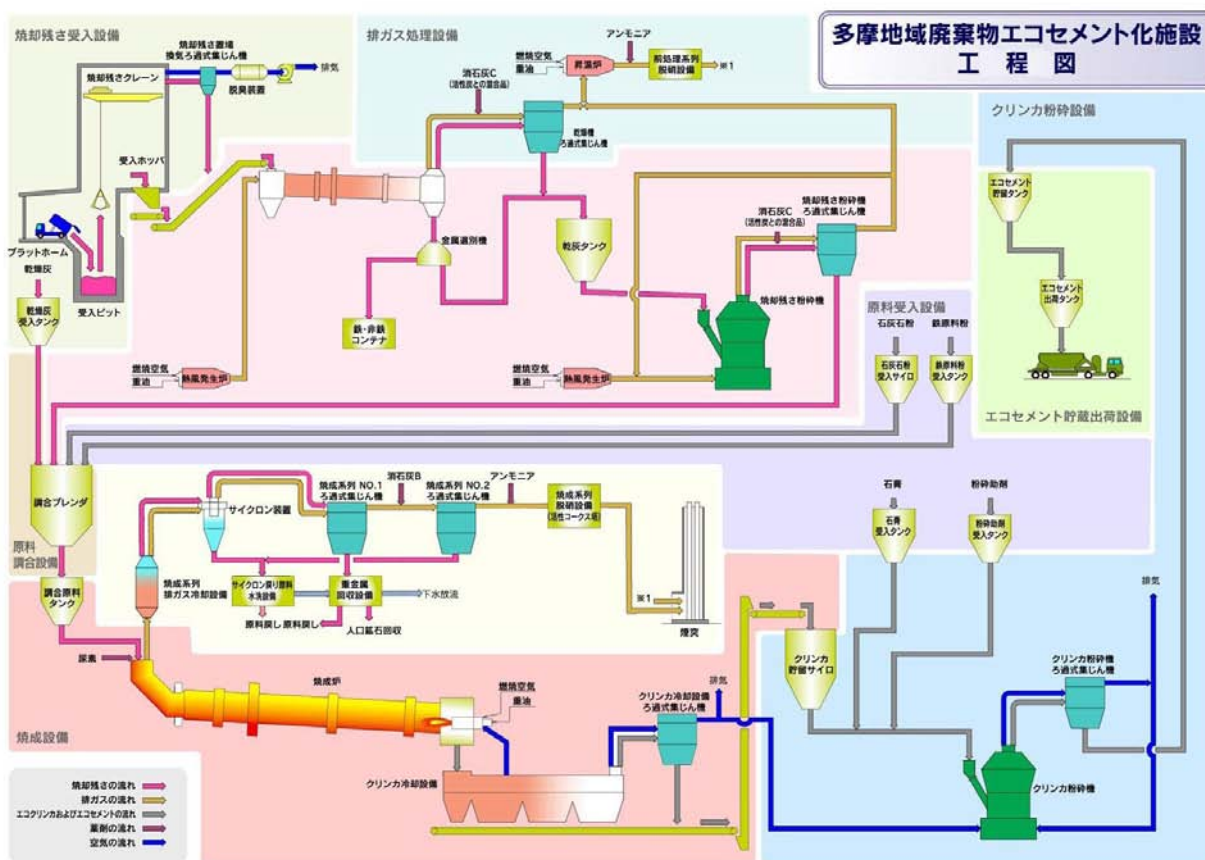
東京たま広域資源循環組合では最終処分場の延命化を目的として、ごみ焼却灰を原料としたエコセメント技術の導入について、平成10年度より検討を行ってきました。

平成12年4月にはエコセメント事業基本計画を策定し、平成15年2月の事業着手を経て、平成18年7月にエコセメント化施設の稼動が開始されました。

このエコセメント事業により、クリーンセンター多摩川から搬出される狛江市のごみの焼却灰は、全量エコセメントの原料の一部として再利用することができるようになり、埋立処分ゼロを達成しています。

ごみの減量をさらに推進するとともに、市の公共事業等でエコセメントを取り入れていきます。

【参考】エコセメント化施設での処理工程



（３）広報活動・情報提供

東京たま広域資源循環組合では、広報誌『たまエコニュース』（年２回発行）、ホームページ『循環組合エクスプレス』などで、谷戸沢・二ツ塚処分場の埋立事業やエコセメント事業に関する最新ニュースを紹介やごみ減量・資源化の呼びかけなど幅広い広報活動と情報提供を行っています。

【ホームページ URL】 <http://www.tama-junkankumiai.com>

また、理解をより深めていただくために夏休み処分場見学会を実施し、最終処分場の歴史や谷戸沢の自然などについての解説を行っています。



【エコセメント化施設】



【自然が回復する谷戸沢処分場】

第5章 し尿処理計画

1 し尿処理施設

狛江市のし尿処理は、昭和46年4月に現在の多摩川衛生組合に加入したことにより本格的に始まりました。その後、使用する処理施設の老朽化に伴い、平成14年4月に新しい処理施設を建設し、現在に至ります。この施設は、狛江市と稲城市で共同使用しています。今後も安定的な運営を目指し、施設の維持・管理に努めていきます。

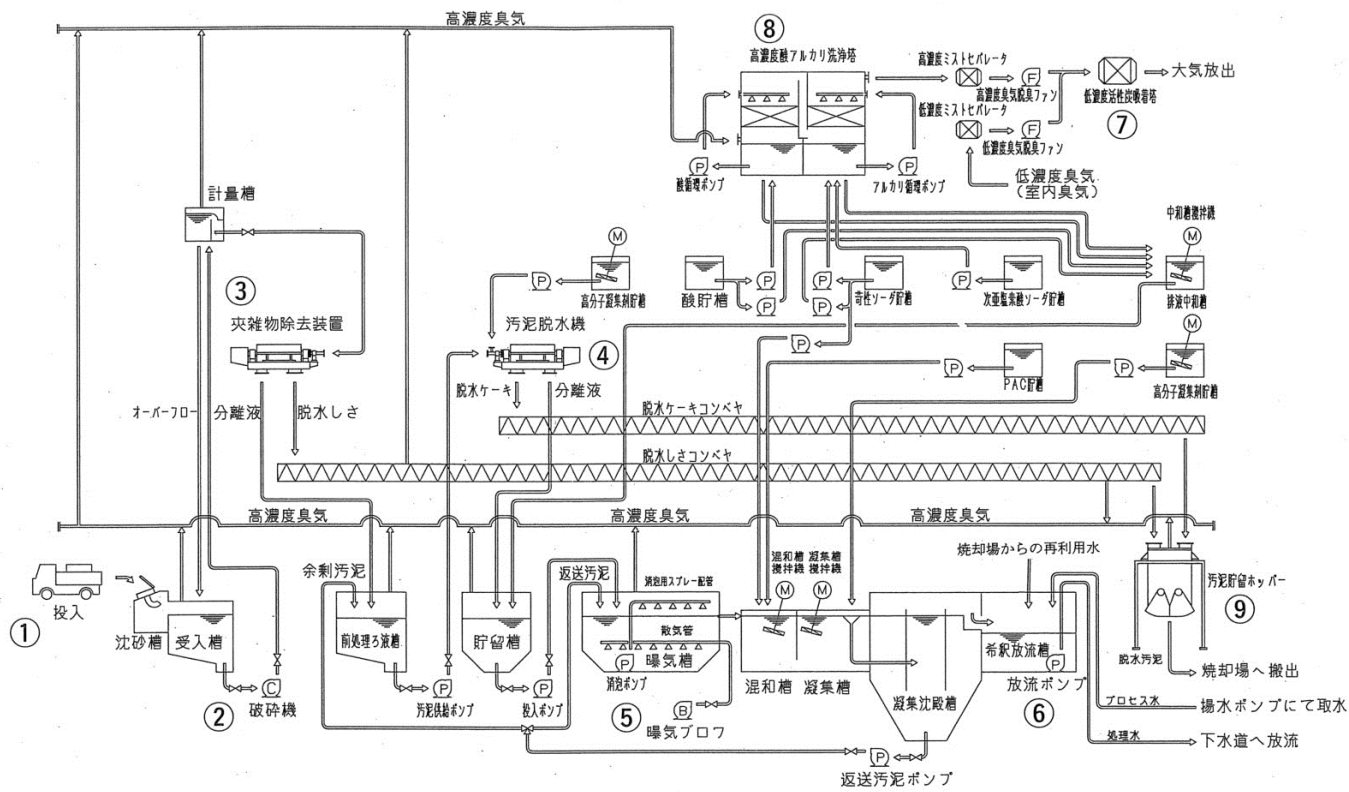
【し尿処理施設の概要】

所在地	東京都稲城市大丸1528番地（多摩川衛生組合敷地内）
稼動開始	平成14年4月
処理能力	23.4k l / 日
処理方法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残渣及び汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却
運営主体	狛江市・稲城市の二市を構成市として、多摩川衛生組合で運営しています。

【し尿処理のあゆみ】

年 月	内 容
昭和42年8月	「稲城多摩衛生組合」が発足
昭和44年1月	第1し尿処理施設が稼動(処理能力70kl/日)
昭和46年4月	狛江市加入により「稲城多摩狛江衛生組合」に改称
昭和47年6月	構成市が同一のため「多摩川衛生組合」に合併
昭和47年10月	第2し尿処理施設が稼動(処理能力110kl/日)
昭和52年4月	汚泥乾燥処理施設が稼動(ロータリーキルン方式 処理能力1.3t/h) 乾燥汚泥肥料として販売
昭和57年4月	脱臭設備施設が稼動(薬液洗浄方式 処理能力335m ³ /分)
平成元年4月	し尿処理を限外ろ過膜分離高負荷処理方式に更新(処理能力80kl/日)
平成5年3月	多摩市が脱退
平成14年4月	新し尿処理施設がクリーンセンター多摩川内に竣工
平成15年3月	旧し尿処理施設を解体後、施設用地を東京都に返還

【参考】し尿処理工程



【投入設備】



【汚泥脱水機】

2 収集運搬体制

公共下水道の普及に伴い、し尿処理人口は減少し続け、平成 13 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画においては、「浄化槽人口及び汲み取り人口ゼロの実現」を目指していました。今後においても、し尿処理人口ゼロを維持していきます。

(1) し尿処理人口

・浄化槽人口

平成 12 年度に浄化槽人口ゼロを達成しました。

・汲み取り人口

平成 19 年度に汲み取り人口ゼロを達成しました。

し尿処理人口の推移

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汲み取り人口	5	5	5	5→4	2	2	2→0	0	0

(2) 汲み取り処理量

現在の汲み取り処理量の推移については以下のとおりとなります。平成 19 年度に汲み取り人口のゼロを達成したことに伴い、平成 20 年から一般世帯の汲み取り処理量はゼロを達成し、工事現場等で発生する仮設トイレの汲み取り分のみとなりました。なお、し尿の収集運搬については、浄化槽清掃業許可業者に委託しています。今後においても、し尿の収集運搬体制を維持していきます。

汲み取り処理量の推移

(単位：kl)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般世帯	4.6	3.9	3.4	3.6	2.9	3.3	1.3	0	0
仮設	61.7	50.1	48.4	64.8	48.2	39.2	32.8	48.4	35.9

【資料編】

用語解説	5 0
狛江市ごみ半減推進審議会の設置に関する条例・規則	5 3
狛江市ごみ半減推進審議会委員名簿	5 4
狛江市ごみ半減推進審議会の審議等経過	5 5

用 語 解 説

あ行

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

か行

●家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機含む）の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞれ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

●環境基本法

環境の保全についての基本理念を示す法律。

●グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国、独立行政法人、地方公共団体等による環境物品等の調達の推進及び環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

●建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事に発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

●戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内にごみを出す方法をいう。ごみの分別やごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在が明確になるといった利点がある。

●ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項についての審議・答申を行う機関のこと。

●最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

●サーマルリサイクル

焼却による熱エネルギーの回収・再利用のことをいう。蒸気タービン発電や余熱を冷暖房の熱源として活用することなどで、電気やガスの使用量を抑えることを可能とする。資源リサイクルの手法の一つである。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のことをいう。

●資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

●自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

●集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体などが資源物を直接業者に引き渡すことをいう。回収量に応じ、市は資源物集団回収奨励金を交付する。

●循環型社会

循環型社会とは、廃棄が抑制され、循環資源となるものが適切に循環的な利用が行われ、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。また、循環的な利用とは、再使用、再生利用、熱回収をいう。

●循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテルなどから排出される食品廃棄物について、飼料や肥料など再生利用等の促進を図ることを目的としている。

●スラグ

焼却灰を溶融処理してできた砂状のものをスラグといい、コンクリート骨材やアスファルト骨材などの建設用資材として再利用される。

た行

●特別管理一般（産業）廃棄物

一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの、廃棄物処理法等関係法令で定めるものをいう。

は行

●廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は、主に一般家庭から出る一般廃棄物と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

●廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

や行

●容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

狛江市ごみ半減推進審議会の設置に関する条例・規則

■狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例

(ごみ半減推進審議会)

第7条 市長は、法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議するため、狛江市ごみ半減推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、委員18名以内をもって構成する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例施行規則

第2章 ごみ半減推進審議会等

(ごみ半減推進審議会)

第3条 条例第7条第1項に規定する狛江市ごみ半減推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

7 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

8 審議会の庶務は、建設環境部清掃課が担当する。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の再利用及び減量の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

狛江市ごみ半減推進審議会委員名簿

敬称略

選 出 区 分	役 職	氏 名	備 考
市 民 公 募	会 長	武 田 新 栄	
事 業 者	副会長 (平成22年4月から)	内 山 恵 市	平成22年4月から
事 業 者	副会長 (平成22年3月まで)	高 橋 寿 之	平成22年3月まで
事 業 者		加 藤 慎 次 郎	
事 業 者		横 山 貴 雄	平成21年11月から
事 業 者		森 野 和 市	平成21年11月まで
市 民 公 募		大 矢 美 枝 子	
市 民 公 募		重 国 毅	
市 民 公 募		伏 見 正 明	
市 民 公 募		梅 木 勝 子	
市 民 公 募		清 水 利 子	
市 民 公 募		松 田 欣 未 子	
市 民 公 募		相 葉 郁 子	
行 政		松 本 培 夫	平成22年4月から
行 政		渡 辺 洋	平成22年3月まで

狛江市ごみ半減推進審議会の審議等経過

	日時	内容
第1回	平成21年2月16日(月) 午後2時～午後3時	委員委嘱状の交付 会長・副会長の選任 諮問
第2回	平成21年5月18日(月) 午後2時～午後3時	ごみ半減推進審議会の今後のスケジュールについて ごみ・資源物の収集量の推移について ごみ組成分析(3月31日実施)の結果報告について
第3回	平成21年6月17日(水) 午前9時～午後5時	ごみ処理施設の視察 ① 多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川) ② 東京たま広域資源循環組合(二ツ塚処分場・谷戸沢処分場・エコセメント化施設)
第4回	平成21年7月28日(火) 午後2時30分～午後4時	ごみ・資源物の処理経費の状況について 近隣市などの一般廃棄物処理基本の策定状況について
第5回	平成21年9月29日(火) 午後2時30分～午後4時	ごみ処理量・資源化量の推移について
第6回	平成21年11月25日(水) 午後2時30分～午後4時	委嘱状の交付 基本計画の達成状況について
第7回	平成22年1月26日(火) 午後2時30分～午後4時	基本計画の検証について 次期計画に向けた課題整理について
第8回	平成22年3月23日(火) 午後2時30分～午後4時	基本計画の素案について 可燃ごみ組成分析結果報告
第9回	平成22年5月25日(火) 午後2時30分～午後4時	委嘱状の交付 基本計画の素案について
第10回	平成22年7月28日(水) 午後2時30分～午後4時	基本計画の素案の承認(中間答申) 実施計画の内容について
第11回	平成22年9月29日(水) 午後2時30分～午後4時	実施計画の内容について 基本計画の説明会・パブリックコメントの実施日について
第12回	平成22年10月26日(火) 午後2時30分～午後4時	実施計画の素案について
第13回	平成22年11月24日(水) 午後2時30分～午後4時	基本計画・実施計画の答申

■パブリックコメントの募集

募集期間：平成 22 年 10 月 15 日（金）から 10 月 29 日（金）まで

募集方法：広報こまえ 10 月 15 日号、ごみ半減新聞 39 号（10 月発行）
 狛江市ホームページ

提出方法：窓口・郵送・ファックス・電子メール・市ホームページ専用
 フォーム

■市民説明会の開催

【第 1 回】

日時：平成 22 年 10 月 20 日（水）18 時 30 分から 20 時まで

場所：中央公民館 2 階第 4 会議室

【第 2 回】

日時：平成 22 年 10 月 23 日（土）13 時 30 分から 15 時まで

場所：狛江市ビン・缶リサイクルセンター

狛江市一般廃棄物処理基本計画

発行年月 平成23年2月

発行者 東京都狛江市

〒201-8585

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111

編集 狛江市建設環境部清掃課

刊行物番号 H22-29

印刷者 庁内印刷

頒布価格 80円